

## 熱中症事故防止における対応方針

岐阜県高等学校体育連盟

令和6年7月11日制定

1 各専門部は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月 追補版）」、「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～（令和6年5月改訂版）」に則り、生徒及び大会関係者の安全確保を期するものとする。

2 熱中症対策における岐阜県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）主催大会の中止、休止、延期、内容の変更等の決定、生徒及び大会関係者の安全確保については、次のとおりとする。

- (1) 専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、競技の特性や会場の条件などを考慮して、大会開催の可否を判断し、各学校の顧問及び関係者等に対して速やかに情報を伝達する。各学校の顧問は、把握した情報を確実に保護者へ伝達する。なお、連絡方法は事前に確保しておくこと。
- (2) 専門委員長は、暑熱環境下で大会を開催する場合は、大会開始1時間前から1時間ごとに活動場所のWBGTを測定し、WBGT等計測記録簿（別紙）に記録すること。なお、WBGT等計測記録簿は大会終了後、高体連事務局へ提出すること。
- (3) 専門委員長は、大会を開催する場合は、生徒及び大会関係者の健康状態を把握するとともに、給水及び涼しい場所での一定時間休憩させる等、熱中症事故防止に努めること。また、観客への注意喚起（給水等）を定期的にアナウンスすること。
- (4) 専門委員長は、大会が延期または中止になった場合の対処として、事前に大会予備日等を協議・設定しておくこと。
- (5) 専門委員長は、大会が中止、延期になったり、内容を変更したりした場合は、高体連事務局へ速やかに報告すること。
- (6) 専門委員長は、各競技団体の通知等を参考に、競技規則やルール変更、上位大会へ繋がる大会を中止した場合の上位大会出場チーム及び選手の選出方法、試合実施方法の変更等について、専門部であらかじめ決定し、各学校の顧問及び関係者等に大会前に周知しておくこと。
- (7) 専門委員長は、熱中症発症時に備えて、医療従事者（医師・看護師等）を配置すること。
- (8) 専門委員長は、空調完備した救護室等を確保するなど、熱中症の症状からの回復を促すための環境を準備する。特に、暑熱環境下で大会を実施する場合は、冷（氷）水浴法が行えるよう、アイスバス（ビニールプールによる簡易アイスバス可）を準備するか、水道水散布法（水道水を全身にかけ続ける）や、氷水で濡らしたタオルを全身に当てながら扇風機等で身体を冷却する方法等が行えるよう準備しておくこと。

## 【大会前日】

### ○熱中症特別警戒情報（WBGT 35℃以上：大会前日の14時）が発表された場合

ア 専門委員長は、専門部長や大会関係者と情報を共有し、大会の中止又は延期を決定すること。

## 【大会当日】

### ○大会開始前

ア 活動場所のWBGTが35℃以上の場合、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、大会の中止又は延期を決定すること。

イ 活動場所のWBGTが33℃以上の場合、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、大会の中止、延期、開始時刻又は内容の変更を検討すること。

ウ 活動場所のWBGTが31℃以上の場合、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、大会の延期、開始時刻又は内容の変更を検討すること。

### ○大会開催中

ア 大会開催中に活動場所のWBGTが35℃以上を記録した場合、大会を直ちに中断し、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、大会の中止又は延期を決定すること。

イ 大会開催中に活動場所のWBGTが33℃以上を記録した場合、大会を一時中断し、専門委員長は、専門部長や大会関係者と協議し、大会の中止、休止、延期、内容の変更を検討すること。

ウ 大会開催中に活動場所のWBGTが31℃以上を記録した場合、専門委員長は、大会を一時中断し、専門部長や大会関係者と協議し、大会の休止、延期、内容の変更を検討すること。

### ○大会終了後

ア 引率教諭は、WBGTが31℃以上の暑熱環境下で大会に参加した場合、生徒の自宅への帰宅確認を必ず行うとともに、健康状態を確認し、異常がある場合は、自校の管理職及び高体連事務局へ速やかに報告すること。

イ 専門委員長は、大会関係者（役員、審判員等）から健康状態に関する何らかの情報を得た場合は、適切な対応に努めるとともに、高体連事務局へ速やかに報告すること。